

(受理番号)	2-5	(受理年月日)	令和2年6月17日
	陳 情		
件 名	香川県弁護士会「会長声明」も踏まえた、「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」の抜本的な見直しを行う議論の早急な開始を求めることについて		
要 旨	<p>2020年5月25日、香川県弁護士会は、「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例（以下、「当該条例」という。）」に対する「会長声明」を公表した。この声明は、香川県在住の弁護士「全員」が所属する組織の総意として、慎重な検討を重ねた上で、正式な手続きを経てまとめられたものである。</p> <p>この声明の趣旨は、「当会は、『香川県ネット・ゲーム依存症対策条例』の廃止、特に本条例第18条第2項については即時削除を求める」とされている。この“趣旨”に続いて、この声明では</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該条例が、法令制定の根拠（立法事実）を著しく欠損している内容であること 2 当該条例の内容が、子供たちに対する情報技術教育の要請が高まっている昨今の情勢や、インターネット及びビデオゲームの「正の側面」、「有用性」を考慮していないこと 3 ビデオゲームをプレイする目的ではないインターネットの利用を含めるなど、当該条例にいう「ネット・ゲーム依存症」の定義が「ゲーム障害」の定義から逸脱したものであること 4 当該条例が、人の人格的生存に係る重要な私的事項を、公権力の介入、干渉なしに各自が自律的に決定できる自由、また、未成年の子供が、その意思に基づいて、休息、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的生活、そして、芸術的活動を行う権利を保障した、日本国の最高法規や国際条約に抵触するおそれがある「違法な法令」であること <p>を厳しく指摘している。</p> <p>なお、弁護士会が、地方公共団体の定める条例に対して、このような声明を公表すること自体が「極めて異例の」出来事である。これは、当該条例が、法的な視座から見て、どれほど危険でゆがんだものであるかを証明していることと同義である。</p> <p>この声明を機械製品製造分野での話に置換すると、「人命、もしくは、財産の損失に直結する重大事故を起こす原因となるゆえ、構造設計の段階で致命的な欠陥があるにもかかわらず、それを無視して製品化してはいけない」となる。そのことを、声明を通して弁護士会は厳しく指摘している。</p> <p>なお、この声明の内容は、当該条例に寄せられたパブリックコメントにおいて、当該条例の内容を真摯に検討し、その異様さを危惧するに至った「条例反対派」の方々が指摘した事柄と、その多くが重なっている。私も、パブリックコメントを通して、その異様さを危惧して指摘した1人である。</p> <p>改めてここで言及しておくが、香川県議会が、どれほどかたくなに香川県弁護士会からの指摘を否定したとしても</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該条例が、ビデオゲームをはじめとする個人向け情報通信技術サービス全般、特にその運用の多様性に関する最新の知見と、行動嗜癖に属する精神疾患としてのゲーム障害に関して、「科学的な視点」に基づく正確な 		

知見を著しく欠損している内容である

- 2 当該条例に言う“コンピューター”を使う時間の制限が「ゲーム障害」抑止に効果的であることを示す、確証された科学的な根拠が全く存在しないにもかかわらず、当該条例は「協力要請」「努力義務」の形で、子供を持つ親だけではなく、香川県在住者全員に対して「当該条例に言う“子ども”へ強制すること」を、事実上強いている
- 3 当該条例第11条が、国内外全ての電気通信事業者と、個人向け情報通信技術サービス提供事業者に対して条例順守を押しつけ、かつ、地方自治法に言う“属地主義”を逸脱した内容になっている

という事実、そして、それらの点について、多くの専門家が危険視していることは覆らない。

加えて、上記内容を含めた当該条例の内容自体に危惧を抱いているがゆえに、当該条例を「名指しして」議会で質問を行った「香川県内外の」地方議会議員、国会議員がいる事実も覆らない。これについても「通常起こり得ない出来事」である。

私は、業務を通じて、当該条例が家庭においてどのような影響を与えているのかを、直に垣間見ることができる立場にいる。端的に言えば、COVID-19の影響を無視したとしても、当該条例が施行されて以降、ビデオゲームや、当該条例に言う「情報の閲覧及び視聴」目的に提供される個人向け情報通信技術サービスの利用時間は「減っていない」。

既に起こっている事象を鑑みると、将来的には、当該条例が原因となるトラブルや、当該条例に言う“事業者”提供のサービスや製品における香川県在住者の締め出し（ユーザーの監視団化に起因するものも含める）が頻発すると予想される。

そうなる前に、今、香川県議会は賢明な選択を行うべきである。

以上のことから、香川県弁護士会会長声明を踏まえて、当該条例の「廃止」や、当該条例「第18条第2項の即時削除」を含む議論を早急に始めるよう、陳情する。